

高圧電気供給実施要綱 季節別電力Ⅱ（東北エリア）

令和6年5月1日 実 施

KATSU-DEN
葛尾創生電力株式会社
KATSURAO ELECTRIC POWER

【改定履歴】

改定 番号	制定・改定日 施行年月日	改定項目	改定内容と理由
00	令和4年11月1日		新規制定
01	令和6年5月1日	I 5	電気料金を改定しました。
		II 附則	実施期日を更新しました。
		II 別表	電気標準約款に定めるため、削除しました。

高圧電気供給実施要綱
季節別電力Ⅱ（東北エリア）
目 次

I	本 則	1
1	適用条件	1
2	季節区分	1
3	契約負荷設備および契約受電設備	1
4	契約電力	2
5	料 金	3
6	そ の 他	4
II	実施細目	5
	附 則	5
	別 表	5

I 本 則

1 適用条件

- (1) この高圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用してお客さまが、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。また、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者の供給設備の都合上やむをえない場合で、当該一般送配電事業者との協議が整ったときは、契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- (2) その他季

夏季以外の期間をいいます。

3 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満のお客さまについては、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、他の小売電気事業者から当社に契約変更されるお客さまは、原則と

して、同一の契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1ヶ月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12ヶ月の期間の各月の契約電力は、その1ヶ月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、お客さまが同一の需要場所で、新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた供給とみなします。

ロ 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1ヶ月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1ヶ月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1ヶ月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1ヶ月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1ヶ月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12ヶ月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1ヶ月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12ヶ月の期間で、その1ヶ月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1ヶ月の

減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)

は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(2)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)によって定めます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および高圧電気標準約款（令和4年1月1日実施。以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,031円70銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	31円67銭	30円47銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1ヶ月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1ヶ月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

6 そ の 他

この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

Ⅱ 実施細目

附 則

実施期日

この実施要綱は、令和6年5月1日から実施いたします。